

貸付金利率の改定（引下げ）

別 紙

1 適用する利率^(注1)

貸付けの種類等		改定後 ^(注2)	現行 ^(注3)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭		1.26%	2.66%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害		1.00%	2.40%
住宅災害・災害		0.93%	1.66% ^(注5)
激甚災害	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（3年） 0.72%	1.72%
		償還開始後 0.93%	1.66% ^(注5)
阪神・淡路 大震災	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年） 0.60%	1.43%
		償還開始後 0.72%	1.72%
	既貸付け 住宅	元利金償還猶予期間（5年） 0.94%	2.26%
		償還開始後 0.72%	1.72%
東日本 大震災	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年） 0.30%	1.00%
		償還開始後 0.63%	1.22%
	既貸付け 住宅	元金償還猶予期間（5年） 0.64%	1.66%
		償還開始後 0.63%	1.22%
特定激甚 災害	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（3年） 0.72%	1.00% ^(注6)
		償還開始後 0.93%	1.22% ^(注6)
	既貸付け 住宅	元金償還猶予期間（3年） 1.00%	1.66% ^(注6)
		償還開始後 0.93%	1.22% ^(注6)

(注 1) 利率は年利（貸付金保険料充当率（年 0.06%）を含まない。（平成 19 年 4 月 1 日以後の貸付けは、上表の利率に 0.06% を加える。))

(注 2) 改定後は基準利率^(注3) 1.0% 以下の場合、現行は財政融資資金利率 2.4% 以下の場合又は、基準利率^(注3) 1.0% 以下の場合

(注 3) 退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率

(注 4) 基準利率^(注3) の変動により、0.5% ずつ貸付金利率も変動する。（参考参照）

(注 5) 平成 29 年 1 月 1 日に先行して貸付金利率の引下げ（2.22%⇒1.66%）を実施している。

(注 6) 平成 28 年 11 月 1 日に特定激甚災害に係る特例規程を新設し、設定した利率である。

2 財 源 退職等年金経理の余裕金

3 実施日 平成 30 年 1 月 1 日